

## 「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」の策定(広島市地域福祉計画の改訂)について

## 1. 広島市地域福祉計画の現状及び課題

## (1) 現状

- ・本市では、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、平成 16 年 5 月に「広島市地域福祉計画」を策定した。
- ・社会福祉法第 107 条では、計画に定める事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項が規定されている。本市計画は、主に③について記載し、①・②は高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の個別計画に委ねる内容としている。
- ・本市計画の具体的な内容については、住民自らが主体となり、行政等と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むための仕組みづくりを目指して、概ね小学校区を単位とする地域ごとに、住民が「行動計画(アクションプラン)」を策定し、実践の取組が進められるよう、行政等が支援を行うものとしている。地区社会福祉協議会の「福祉のまちづくりプラン」を行動計画として位置づけ、区役所及び区社会福祉協議会等が策定・実践の支援を行ってきた。
- ・その後、平成 21 年 6 月に本市計画を改訂し、地域の生活課題解決のための実践マニュアルの作成、避難行動要支援者避難支援対策の追加等を行った。
- ・現在、9 割以上の地域(133/141 小学校区)で行動計画策定の取組が進められている。

## (2) 広島市地域福祉計画の概要

## ① 基本理念

- ・高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れる地域社会の実現

## ② 目標 ～どういう地域を目指すのか～

- i すべての人が一人の人として尊重され、健康で生き生きと安心して暮らせる地域
- ii 住民が主体となる地域、それぞれの地域の特性や資源が活かされる地域(住民主体、地域主体)
- iii 住民一人一人の多様でかつ変化する生活課題に、的確・柔軟に対応できる地域

## ③ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達

- ・広島市高齢者施策推進プラン、広島市障害者計画、広島市児童育成計画等に定めるとおり

## ④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

## i 住民(市民活動)と行政の関係づくり

- ・市では、住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進める関係をつくる。
- ・地域住民は、地域の抱える生活課題、利用可能な資源等を踏まえ、地域のあり方を考え、生活課題を主体的に解決するための取組を「行動計画(アクションプラン)」として取りまとめ、実践する。
- ・住民、地域の自助努力だけでは解決困難な生活課題に、行政が果たすべき役割が存在。
- ・住民相互の対話の場、住民と行政との対話・協議の場づくりが必要。

## ii 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり

- ・地域では、町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉施設、行政など、様々な主体が活動。
- ・地域においてネットワークの中で課題を解決していくための仕組みが必要。市は、団体相互の交流が促進されるよう支援。

### iii 困ったときに「困った」と言える環境づくり

- ・ 困ったときに、「困った」と言えるような風土(環境)をつくっていく必要。
- ・ 市は、たまり場(サロン)づくり、気軽に相談できる体制、地域活動を通じた生活課題の把握、外出しやすく活動に参加しやすい環境づくり、「困った」と言うことが困難な人への支援等を推進。

### iv 困ったことに対応する活動づくり

- ・ 活動のきっかけとして、市は、公民館や社会福祉協議会の講習会・研修会など、学習・体験の場づくりを推進。
- ・ 区役所、区社会福祉協議会、公民館で構成する「区推進チーム」は、住民相互の対話の場づくり、住民と行政との対話・協議の場づくりを働きかけ、対話の場に入って一緒に考え、必要な情報を提供。

### v 活動を定着させるための環境づくり

- ・ 担い手の確保と人材育成のため、公民館や社会福祉協議会は、車いす・アイマスク体験や高齢者疑似体験、福祉活動体験プログラム等の体験学習を実施。
- ・ 市は、町内会・自治会への加入促進を図るとともに、コミュニティリーダーの知識・技能の向上、サブリーダーの養成等に努める。また、定年退職前後の人を対象に、ボランティアやNPO活動の体験の機会を提供。

### vi 避難行動要支援者の避難支援対策の推進

- ・ 市は、災害時の自力避難が困難な高齢者、障害者等について、災害時に避難支援を行えるよう、避難支援プランの作成、支援関係者による共有等を推進。

## ⑤ 地域における「行動計画(アクションプラン)」の策定と実践

- ・ 広島市地域福祉計画に掲げる目標を実現していくため、地域住民が地域における実際の取組を定める「行動計画(アクションプラン)」を策定。
- ・ 市は、より効果的・効率的に地域での取組を実践するための参考として、「地域の生活課題解決のための実践マニュアル」を作成。区推進チームは、必要に応じて、地域に、専門的な立場からの助言、ワークショップの進行等を行うアドバイザーを紹介。

## (3) 課題

- ・ 「行動計画(アクションプラン)」を策定する地域は増えているが、必ずしも住民の具体的な活動につながる地域もあり、高齢者いきいき活動ポイント事業、介護予防・日常生活支援総合事業など、本市の福祉施策を活用して、具体的な活動を促進する必要がある。しかし、本市計画には、それらの事業が盛り込まれていない。
- ・ 本市計画には、平成28年2月に公表した「広島型・福祉ビジョン」の内容(地域における包括的な支援体制の構築、ライフステージに対応した切れ目のないサービスの構築等)、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度、社会福祉法人等による地域貢献の取組(子ども食堂、子ども学習教室等)などが盛り込まれていない。
- ・ 国において、今後の福祉施策の基本コンセプトとして「地域共生社会」(子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会)が掲げられている。本年5月の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けて、市町村が地域における包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されるとともに、市町村の地域福祉計画の策定・定期改訂が努力義務化され、地域福祉計画を高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の個別計画の上位計画に位置づけることとされた。本市計画では、地域共生社会の考え方は盛り込まれているが、地域共生社会を明確には記載しておらず、また、PDCAサイクルによる定期的な改訂が行われていない。

## 2. 「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」の策定に向けた検討

- ・ 上記の課題に対応するため、広島市地域福祉計画を改訂し、新たに「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」を策定する。

※ 「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」は、広島市健康福祉局が所管する予定である。

### (1) 新たに盛り込む視点・内容

- ・ 今後、厚生労働省から示される予定の「地域福祉計画策定ガイドライン」を踏まえ、「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」に新たに盛り込む視点・内容を検討していく。
- ・ 例えば、以下の項目を盛り込むことが考えられる。

- ◆ 地域共生社会の理念
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた地域における包括的な支援体制づくり
- ◆ 市の各種施策の反映(高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に関する施策)
- ◆ 社会福祉法人等による地域貢献の取組
- ◆ 地域福祉活動に参加する住民と社会福祉法人等の連携 等

※ 住民の地域福祉活動については、広島市地域福祉計画にも記載している。

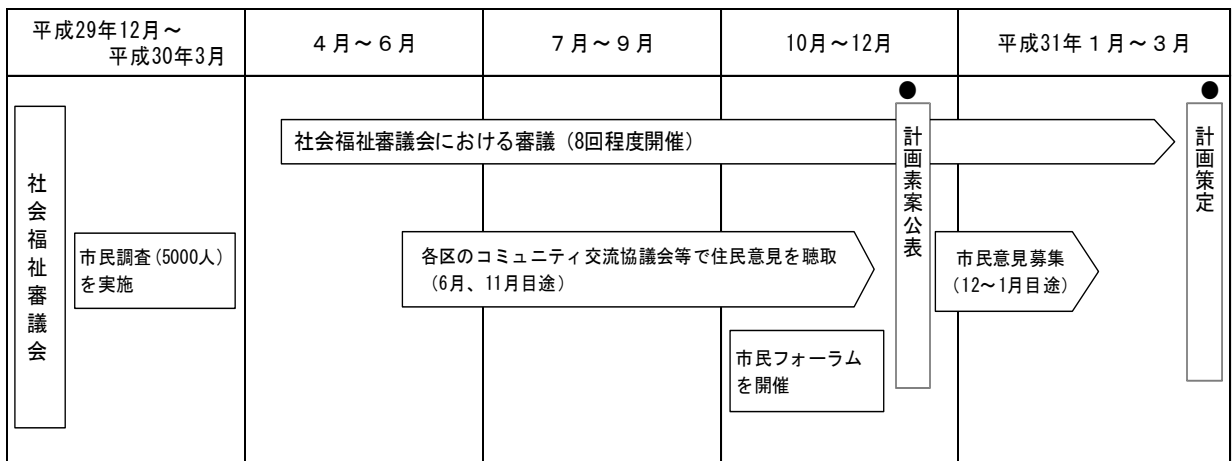
### (2) 計画期間

- ・ 「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」の計画期間は、今後検討する。
- ・ 例えば、平成 31～34 年度の 4 年間とすることが考えられる。

※ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の個別計画が平成 36 年度改訂となる予定であり、その上位計画に位置づけられる「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」はその前年度に改訂を行うという考え。

### (3) 検討スケジュール

- ・ 以下のようなスケジュールにより、平成 29 年度内に市民調査を行った上で、平成 30 年 4 月以降、社会福祉審議会において本格的に審議を行う。
- ・ 各区コミュニティ交流協議会や市民フォーラムで市民の意見を聴取しながら、計画素案を取りまとめ、市民意見募集を経て、平成 31 年 3 月に計画を策定する。



#### (4) 市民調査の実施

- ・「広島市地域共生社会実現計画(仮称)」の策定に当たっての基礎資料とするため、「地域福祉に関する市民の意識と実態に関する調査(案)」を実施する。

##### ① 対象者

市民 5000 人 (18 歳以上の男女を無作為抽出)

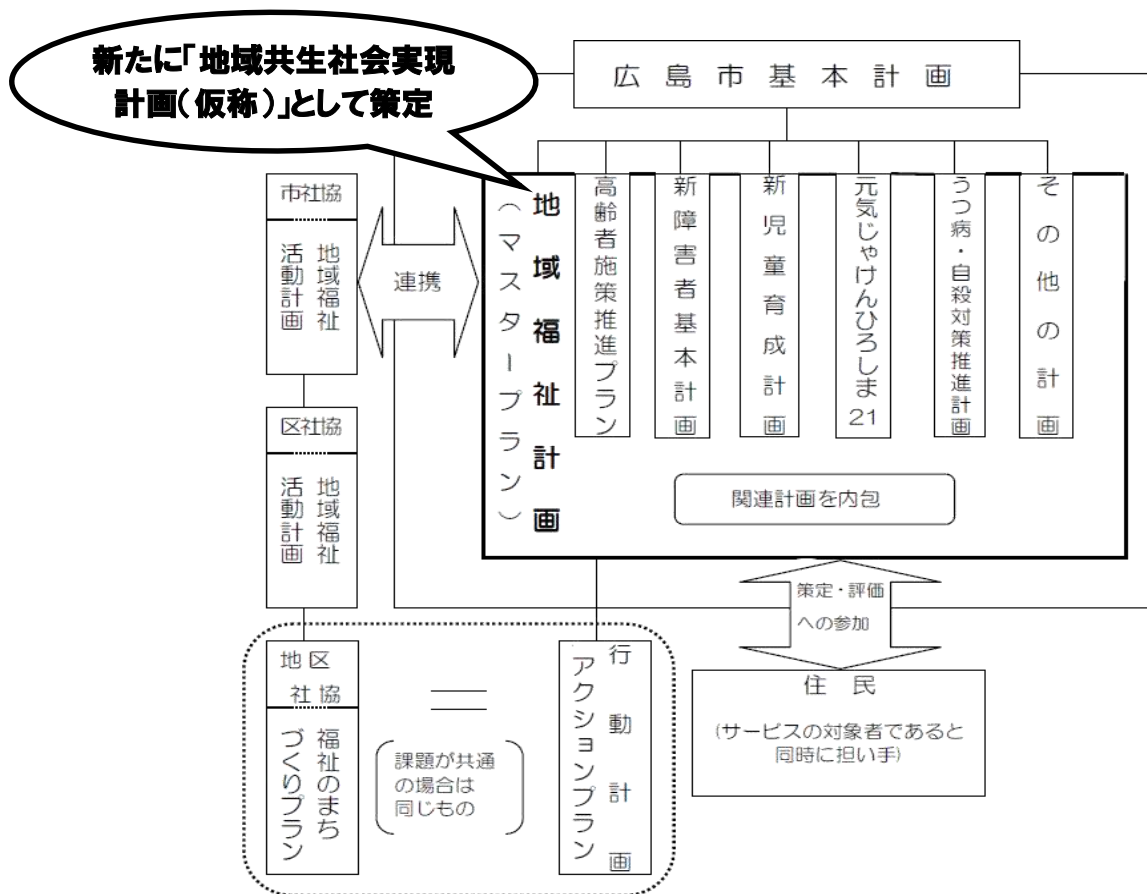
##### ② スケジュール

平成 30 年 2 月 調査票配布  
3 月～ 集計、分析  
4 月～ 社会福祉審議会で調査結果を報告

##### ③ 主な調査項目

- i 本人属性(年齢、性別、家族構成、居住区等)
- ii 地域とのかかわりや共生意識
  - ・ 近所付き合いの程度
  - ・ 町内会・自治会への加入の有無や加入のきっかけ
  - ・ 住民同士の協力関係の必要性 など
- iii 住み慣れた地域における課題
  - ・ 日常生活上の不安や困りごと
  - ・ 心配ごとの相談先(家族や親族以外)
  - ・ 社会的孤立、ダブルケア等の地域における福祉課題の認識 など
- iv 地域での支え合いや地域活動
  - ・ 地域の人から手助けしてもらいたいこと
  - ・ 地域の人に手助けできること
  - ・ 地域活動への参加頻度
  - ・ 地域活動の活発化や住民同士のつながりのために必要な取組(相談窓口、居場所づくり、情報発信、担い手確保、活動拠点、活動資金、新たな活動の企画、発表や交流の機会、個人情報共有等)
  - ・ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動の認知度 など
- v 災害時における地域での支え合い
  - ・ 避難行動要支援者の避難支援に対する理解
  - ・ 福祉避難所の認知度 など
- vi 福祉サービスの利用
  - ・ 福祉サービスに関する情報の入手先
  - ・ 生活困窮者自立支援制度や権利擁護事業(成年後見、日常生活自立支援事業等)の認知度や利用状況
  - ・ 市の相談窓口の認知度・満足度 など
- vii 事業者等への期待
  - ・ 高齢者施設、障害者施設、保育園などの事業者に期待する地域貢献の取組(公益事業の実施、施設の地域開放、地域行事への参加、福祉情報の発信等)
  - ・ NPO法人に期待する地域活動への協力 など
- viii その他
  - ・ 地域福祉を充実させる上での市民と市との役割分担(自助、公助、共助の意識) など

## 広島市地域福祉計画と福祉の個別計画等との関係



## 社会福祉法

### ■現行

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ■改正後（平成30年4月1日施行）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他社会福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。